

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第78号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月8日 00時30分ごろ	
発生場所	香川県坂出市牛島東岸 鍋島灯台から真方位237° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 21.7′ 東経133° 47.2′)	
事故等調査の経過	平成22年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二光勝丸、19トン 291-38208広島、光勝海運有限会社 B はしけ SK-107 なし、住吉汽船有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A船の船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首喫水約1.0m、船尾喫水約2.8mで、鋼材ブロック約100トン積載し、船首尾とも約0.6mの喫水となったB船をえい航してA船引船列を構成し、坂出港北西沖を南西進中、平成22年5月8日00時30分ごろ、牛島東岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 約0.5ノットの西流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船引船列は、坂出港北西沖の備讃瀬戸東航路を南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して牛島東岸に向けて航行し、A船が牛島東岸に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であったこと、及び漁船群を避けたあと周囲に他船がいなかったことから気が緩んで居眠りに陥ったものと考えられる。 A船は、居眠り防止装置が設置されていれば、船橋当直者が居眠りに陥った際、同装置の警報で目が覚め、本事故の発生を防止することができた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船引船列が、坂出港北西沖の備讃瀬戸東航路を南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して牛島東岸に向けて航行し、A船が牛島東岸に乗り揚げたことにより	

	発生したものと考えられる。
--	---------------